

# 第 10 回教育委員会

平成 28 年 5 月 24 日  
午後 1 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第90号

平成29年度使用教科用図書の採択について

## 議案第 90 号 平成 29 年度使用教科用図書の採択について

大阪市立高等学校における使用教科用図書の採択にあたっては、大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱に基づき各学校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という。）を設置することとし、教育委員会からの諮問に基づき各学校の選定調査会が調査及び研究を経て作成した答申を参照し、教育委員会が採択するものとされている。

市立高等学校における平成 29 年度の使用教科用図書の採択にあたり、選定調査会に関して次の事項を決定する。

### 記

選定調査会による教科用図書の調査及び研究並びに答申の作成にあたっては、次の点に留意して行うこととする。

- (1) 選定調査会の開催状況、選定調査会における議論の状況及び答申の作成経過を明らかにすること。
- (2) 教科用図書の調査・研究については、学習指導要領の内容を踏まえるとともに、学校の教育目標や学科等の特色、生徒の実態等も踏まえ、内容、構成、排列、資料、表現等について十分に行うこと。また、生徒及び保護者から意見聴取を行うとともに、大阪府教育庁を中心に実施する調査研究結果等、学校外も含めた幅広い知見を活用するなど多角的に検討を重ねること。
- (3) 調査・研究にあたっては、主に次の観点で行うこと。
  - 【内容・学習等に関する観点】
  - ①教材の程度・分量・配分は適切か
  - ②態度、技能の養成に適切か
  - ③表記、挿絵、図版等は適切か
  - ④自発的な学習に適するか
  - ⑤言語活動の充実に適するか
  - ⑥思考力の育成に適するか
  - 【学科等の特色、生徒の学習状況等に関する観点】
  - ①学科等の特色に適するか
  - ②学習指導計画に適するか
  - ③生徒の興味・関心に適するか
  - ④生徒の学習のニーズに適するか
  - ⑤進路や社会とのつながりは適切か
- (4) 調査・研究及び比較検討ののち、各教科（種目）において複数の抽出を行うこと。

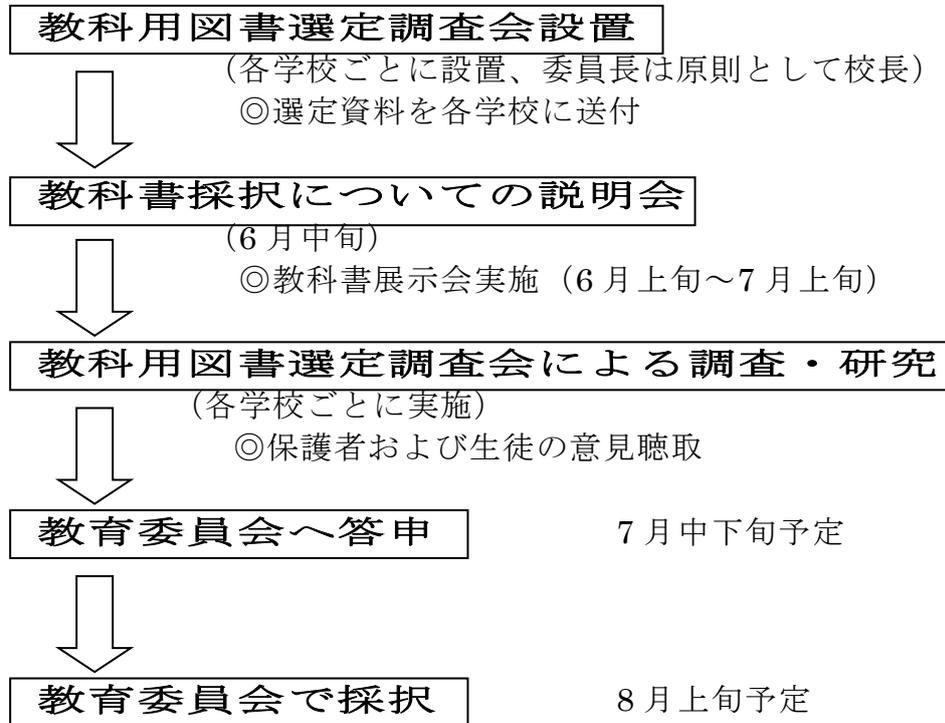
#### 〈参考資料〉

- ・平成 29 年度使用教科用図書の採択の流れ
- ・大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱

## 平成29年度使用教科用図書の採択の流れ

(高等学校及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する特別支援学級を設置する小・中学校)

### 採択の流れ



### [参考]

1. 高等学校の教科用図書は、学校教育法第62条の規定により、同法第34条の規定を準用し、選定される。
2. 高等学校及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する特別支援学級を設置する小・中学校は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学省の検定及び著作以外の教科用図書を使用することができる。

## 大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱

### (設 置)

第1条 大阪市立高等学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、各学校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という。）を置く。

### (設置期間)

第2条 選定調査会を置く期間は、毎年度6月1日から7月31日までとする。

### (職 務)

第3条 選定調査会は、教育委員会の諮問により、当該学校の教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関し、教育委員会に意見を答申する。

### (組 織)

第4条 選定調査会は、当該学校の校長、准校長及び教員で組織する。なお、学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校については、当該中学校の教員を加える。

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定調査会の構成員となることはできない。

### (委員長)

第5条 選定調査会に委員長1名を置く。

2 委員長は、当該学校の校長とする。ただし、校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、准校長を置かない学校にあっては、教頭とし、准校長を置く学校にあっては、准校長とする。准校長を置く学校にあって、校長及び准校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、教頭とする。校長、准校長及び教頭がともに事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、教育委員会が指定する者とする。

3 委員長は、会務を総理し、選定調査会を代表する。

4 委員長は、選定調査会の会議を招集する。

### (細 目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和45年6月2日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

(参考) 教科用図書の採択に関する根拠法令

## [1] 教科用図書の使用

### ○ 学校教育法

(文部科学省検定・著作教科用図書使用の原則)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

3 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等については、政令で定める。

※ 中学校は第49条、高等学校は第62条、特別支援学校は第82条の規定により、それぞれ第34条の規定を準用している。

第62条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

### ○ 学校教育法

(原則外使用)

附則第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

### ○ 学校教育法施行規則

(教科用図書の特例)

第89条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

## [2] 採択

### ○ 学校教育法

第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1－5 省略

6 教科書その他の教材の取扱に関すること。

7－19 省略

### ○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(教科用図書の採択)

第13条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 省略

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 省略

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。)第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(指定都市に関する特例)

第16条 省略

2 指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第13条第3項及び第5項の規定は、前項の採択について準用する。

### [ 3 ] 同一教科用図書を採択する期間

#### ○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

#### ○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書(以下この条において「既採択教科用図書」という。)の発行が行われな こととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われな こととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

### [ 4 ] 教科書展示会

#### ○ 教科書の発行に関する臨時措置法

(教科書展示会の開催)

第5条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもってその基準を定める。

#### ○ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

(教科書展示会の開催時期)

第5条 教科書展示会は、6月1日から7月31日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

2 前項の指示は、告示をもってこれを行う。